

福岡

地域福祉活動職員の

ま な こ

地域福祉活動推進のために

No. 54 2005年 1月発行 福岡県地域福祉活動職員連絡会

紆余曲折の末に

平成十四年度途中の、佐々木真司（築城町）会長の突然の退職辞任により、会長職空位、事業の停滞と混迷を深め、さらには追い打ちをかけるように、福岡県社協からの「地職連事務は今後地職連で独自に」という申し入れを、議論の余地なく受けざるを得ない状況下で、地職連組織そのものの考え方、また組織の必要不の賛否というところまで、各ブロック持ち帰りの協議事項とし、臨時総会でも様々な意見が飛び交う中、ようやく地職連を存続していくということで、一定の結論に達した訳ですが、その間、各市町村社協には大変なご迷惑をおかけ致しました。

結果、次のような役員体制・事務局にて平成十六年度地職連を進めておりますので、遅ればせながらご報告致します。

【役員体制】

□会長（全県選出）

國武 竜一（浮羽町社会福祉協議会）

□副会長（ブロック選出）

早野 雅佳（春日市社会福祉協議会）

山本 政俊（大任町社会福祉協議会）

長野 誠（筑後市社会福祉協議会）

□幹事（ブロック選出）

肥田 剛（二丈町社会福祉協議会）

花岡 早織（桂川町社会福祉協議会）

原口 正恵（八女市社会福祉協議会）

能塚治一郎（小郡市社会福祉協議会）

池松 昌亀（大刀洗町社会福祉協議会）

□監事（ブロック選出）

吉田 美枝（新宮町社会福祉協議会）

三河 峰子（三潴町社会福祉協議会）

【事務局】

浮羽町社会福祉協議会内

（所在地）

浮羽郡浮羽町大字朝田五八九一

※ なお、会長が選出されたブロックにて事務局を持つようにしております。

荒波への出帆

この新役員体制のもと、昨年十月二十六日（火）に太宰府市社協にて総会を開催し、今年度事業および予算の承認をいただきました。その内容は、すでにFAXにてお送りした通りですが、いざれにせよ、総会で承認された以上は、地職連の事業について、主体的かつ積極的な参画をお願いしたい限りです。

そもそも本連絡会は、我々の会であり、各市町村社協の会員がお客様のように、希薄な関わり方をする会ではなく、また、役員に委任、依存する会でもありません。会員の各位には、他人事ではなく自分のことと自覚し、連絡会にどのように関わることか熟考いただきたいものです。

山積している今後の課題

過去の混乱については、実は前文のように簡単な説明で解釈できるようなもの

ではなかったのですが、一定の結論が出たからといって、未だ安堵できるような状況ではありません。

福岡県社協の申し入れのとおり、事務局体制については独自にということであり、現在浮羽町社協内にて、その業務を行っているのですが、地職連の専任職員がいるわけでもなく、会長が事務局兼務というような形を取らざるを得ません。

役員が選出された複数の社協での事務局分業も検討されましたが、現実として、整えていくためには、分散事務局と言うことは非常に困難、また今までは、容易にクローバープラザ内の会場予約・申請を福岡県社協を通じて行っていたものも、予約確認・申請すら地職連ということ。さらには、各社協に通知すべき連絡事項についても、郵送による通知が困難であり、FAXにて送信（総会時に了承済み）となるため、連絡周知の確実性も問われるところであり、事業実施以前に様々な問題を抱えたままであり、時折しも、市町村合併の動きの中にあり、今後は社協数も減少し、会員数も減少することは必至です。こういった周囲を取り巻く環境も逆風ですので、会員各位には、とにかくコツコツと意見を出し、コツコツと時間を作って、会への参画を深めて頂くことを、切に願います。

事業本格始動!

【研修事業報告】

『ホームレス支援活動現場研修』

—福岡市のホームレスの現状と—

支援ボランティア活動—

平成十六年十二月三日(金)、福岡市博多区美野島カトリック司牧センターおよび福岡市内各所を会場として、標記研修の参加を呼びかけたところ、十八名(参加は十七名・十二社協)の参加者が集まり、研修が実施されましたので報告します。



研修1

「福岡市のホームレスの現状と

支援ボランティア活動の状況」

◇講義概略

—コマ目の講義は、「福岡市のホームレスの現状と支援ボランティア活動の状況」と題して、齋藤輝二氏(東和大学教授 NPO法人すまいの会理事長より、今までのすまいの会が関わってきた具体的なケースの事例や、それぞれのケースではどのようなことが課題となっているのか、また総じて福岡市のホームレスの状況がどうなっているのかということの説明していただきました。

お話では、現在福岡市内に約千名のホームレスがいると推測され、年間約一〇〇名ずつ増加傾向にあること。その半数以上は福岡県内の方々であり、県内各市町村にも関係のない事ではないこと。また、ホームレスに至る経緯は一概には言えないが、もとは建設業(日雇い者)、サラリーマン、自営業などの方で、四〇才〜五〇才代が中心であること。事業の失敗、失業、多重債務、家族親族間のトラブル、家庭内暴力など様々な要因があるようだが、それらが複雑に絡んでいることもあるという。

すまいの会としては、ケースの住居を世話する(保証人になる、資金の貸付)ということをまずおこない、次に生活保護や年金の受給申請、就労などへつなげていく支援を関連しておこなっている。つまりは、まず居住地を確定することが

非常に重要な支援になり、居住地があるホームレスでなくなるという。ただし、このようなケースへの直接的な支援だけでなく、社会保障制度の欠点や福岡市の支援制度自体の見直しをしっかりおこなわなければ、根本的な解決には繋がっていかないことも示唆されました。



研修2

「社会保障制度と福岡市のホームレス支援」

—コマ目は、福岡市の行政の立場として福岡市保健福祉局総務部保護課より、友野定己氏と松村潔親氏の両名にお越しいただき、主に生活保護という側面からの説明をいただきました。

まずは、通常は生活保護の担当というのは、各区にある福祉事務所がそれぞれ担当するが、住所が固定されないホームレスの保護については、福岡市内全域の分を博多区の保護三課で一括して見ていること。

また、保護支給開始については、その多くが、入院した時点からの医療費をみる医療保護入院の場合で、家を持たないホームレスの生活を維持するための生活保護費は支給されない。

国はホームレス状態でも受給対象であるという解釈を示しているが、福岡市では、ホームレスと言うことだけで保護の対象という考えはなく、医療保護で入院し、その時点からアパート契約など住居確定の手続きを自分でおこない、入院段階でホームレスでなくなった方のみ、保護の拡大解釈で人居支援もできることを言われた。

しかし、ホームレスの中には、住民票を置けないような事情のある方(債権者から逃れるために所在を証せないなど)もおられ、そういった手続きができないこともあるので、ホームレスのまま生活保護を受けることができなければ、体を壊していよいよ動けないような、非常に悪い状態でないとは生活保護の網にはかからない仕組みのようでした。

また、福岡市としても、北九州市のよ

うに、支援施設を作らなければいけないという考えはあるようですが、そのための事務所を作るだけでも、地元住民説明会で猛反発を受け、現時点では支援施設を作れるような状況にないということでした。



支援活動現場に向かう準備

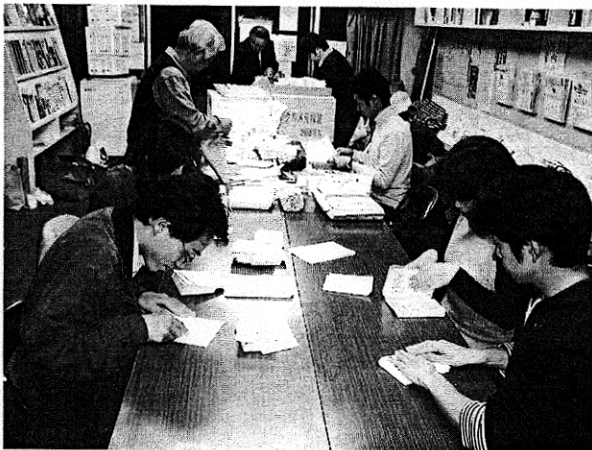
ニコマの講義を終えて、現場に向くための準備(調理、仕分け、包装、分担)を、福岡おにぎりの会のボランティア皆さんと共にこなしました。

支援活動の準備は、夜回りで配る「おにぎり」と「ゆで卵」「豚汁」の調理ですが、配布対象者は約五四〇名。今回は我々が参加したこともあり、厨房も準備室も人手が多く、とてもスムーズに作業が進

んだようです。(通常は一〇名未満で作業) これらの材料費は、会費、寄付金などで賄っていますが、支援の輪が少しずつ広がり、おにぎりを機械で作っている企業から、包装されたおにぎりも、毎回まとめて物品寄付を受け入れています。

ボランティアも、高校生からご年配の方まで年齢層も幅広く、多くは教会で話を聞いてきた信者や、キリスト教系の学校の学生、また、以前ホームレスだったという方や、牧師さんたちの講演を聞いた企業の方々など様々。

夜回りでは、おにぎりなどの食料の他、衣類、毛布、医薬品なども持って行くのですが、おにぎりの会のお便りも同封し、次回訪問日や炊き出しイベント、衣類パ



ンク、無料健康診断などのお知らせも併せておこなわれます。

夜回り活動開始前に、前回訪問時の問題点や、状況報告がなされ、留意点や周知事項の確認がなされます。



今回は、特に地職連の研修と言うことでお願いしておりましたし、調理準備がスムーズだったこともあり、ミーティングを延長、おにぎりの会理事長の梅崎浩二氏より、会の起りや活動理念、現在の課題など説明していただきました。その中で印象的だったことは、「私たちは、食べ物を与える行為が目的ではなく、夜回り活動を継続的に続けていくことで、当事者の方との信頼関係を築き、色々な事を話していただけるように、また話し

て頂いた問題について、何かお手伝いができるようにするために、この活動を続けています。」と言われた事です。

これは、私たちがそれぞれの市町村で日頃行う活動に、全く当てはまることだと頷きながら聴かせて頂きました。



訪問活動は、それぞれの地域に分かれて、約二時間ほどおこなわれました。訪問時の写真は、プライバシー等の問題で撮影できませんでしたが、それぞれにボランティアが会話されていることを聴いたり、直接手渡しして、一言二言会話を交わしたりして、おにぎりの会とホームレスの方の信頼関係を垣間見させて頂きました。参加者には、この体験で何かを感じ持ち帰って頂けたことでしょう。

『ホームレス支援活動現場研修』

に参加しての感想

志摩町社会福祉協議会 野中 保雄

今回、ホームレスについての研修に参加させていただきました。第一部では、ボランティア支援と公的の制度についての現場の話を聞かせていただきました。「NPOすまいの会」の活動では、単に衣食住のみの支援にとどまらず、本人の金銭、住居、就業面まで多方面に渡る自立支援を行っておられ、型破りな方法の支援がとて驚きでした。また、行政と民間の支援との連携も少しずつ実施されてあるとのこと、住居問題をはじめ、女性、暴力団関係、児童問題等多くの事柄に対しての支援には、大変効果的なことだと感じました。

研修に続き、おにぎり等の配布活動を行う「おにぎりの会」に炊き出しに参加させてもらいました。私は、大濠公園でお手伝いし、二十時から二時間以上かけ各テナなど一人一人声をかけ細かな活動が印象的でした。そこには独特の社会が確立されており、新しい発見があり、犬に襲われ、おにぎりをつまみ食いし、飽きない(?)現場研修でした。

志摩町ではホームレス問題は無いですが、今の社会保障制度や関与されるボランティア活動や方法など、参考になること多い研修でした。

配食実習に参加して思うこと

門司区社会福祉協議会 中根 英彰

「こんばんは。おにぎりの会です。」福岡天神で夜九時過ぎ、市民会館裏の公園に青いテントを張り生活をしているホームレスにそと声をかけていく。「NPO法人福岡おにぎりの会」の会員と共に夜回り・炊き出しの配食に同行した実習がなにもも勉強になりました。この活動はこの日から毎週金曜日三月まで続けられる。

梅崎理事長から「寒い中で暖かいものを提供することが目的ではなく、繰り返しお土産を持っていくことで、会を信頼してもらうことが目的。」続けて「現代は、リストラを生み出している社会の恩恵を受けて、私たちが生き残っている。そのような中で私はそういうことは埒外で被害を受けているかわいそうなる人を見てあげるといふ発想にはならない。」そして「問題の一つ一つに出会って、多くの人も出会って、具象から抽象となり心や頭に残っていくと思います。その時に問題の核心が判ってくる時がある。関わりというものが、もっと本格的に永続し、難しい解決できない問題があってもあきらめないで、続けていく原動力になる。具象を通して抽象をつかむまで続けてほしい。」の言葉は、私自身色々なことを学び気付かせていただきました。今回の研修を今後の社協活動に活かしていきたい。

ホームレス支援活動から社協が学ぶ事

桂川町社会福祉協議会 小林ベティ和恵

十二月三日、地域福祉活動職員連絡会としては初めての取り組みである「ホームレス支援活動現場研修」が美野島カトリック司牧センターで行なわれました。

NPO法人すまいの会理事長の齋藤輝二さんより、実施されて来られた居住を中心にした支援のお話がありました。親子連れ、妊婦、外国人とこれまでに関わられたケースは様々です。現在の日本の社会保障は家族が離散してしか受けられないことや、住宅を借りるための保証人やわずかな生活準備金さえあれば元の生活に戻れる事、ホームレス歴が短いほど就職意欲もあるし自立できる可能性もある事、家が見つかったりも日常的な支援や見守りが必要な方も多い事などを知りました。

この会では居住支援を中核として、医療支援、就労支援、保証人活動、日常生活支援の5つを活動の柱とされています。成功する例ばかりではないと言われておりましたが、2年間の間に四〇名以上の支援をされ、その内の半数の方は就職による自立をされているそうです。現在では市からの補助金もあり、その活動は必要とされています。

福岡市保健福祉局 総務部保護課の担当者のお話からも、取り組みの難しさを伺い知る事ができました。行政だけで行なうのではなく、様々なところと連携しながら支援を模索

されておられます。



夕方からはNPO法人福岡おにぎりの会のメンバーと一緒に、五〇〇食近い豚汁とおにぎり(企業からの寄付もありました)を作りました。カイロや心のこもったお便りを添えて、天神や大濠公園、舞鶴など八箇所ぐらいに別れ、ホームレスの方に手渡しして行きました。一九九六年以来毎月一回行っているそうです。又、十二月の越冬期には毎週一回活動されています。ジャンパーや毛布、薬なども持参して、一人ひとりの様子を聞いてまわる。継続して見守っている彼らの活動から、学ぶべき事は多くありました。

「自分の好きでやっている」「社協とは関係ない」と言うのは簡単です。でも、それで済ませて良いのでしょうか。雨の日も、暑い日も路上で生活する事を想像してみてもいい。この生活を選択しなければならなかった理由が、きつとあるはず。ホームレスになるのを事前に防ぐ為に、社協が地域でできる事はたくさんあるはず。です。

☆研修に参加して☆

春日市社会福祉協議会 田代 文子

今回の研修での内容は、自分が考えていたものをはるかに超えるものでした。ホームレス支援活動がこれほど幅広く奥が深いものだという事は知りませんでした。

例えば、現場研修させていただいた「おにぎりの会」。私が想像していたものは「住所不定の方へ食事を提供する活動」でした。しかし、実際それは活動の一部に過ぎず、そのやり取りを通じての情報交換や現状・課題の把握がその先にあり、何よりそのおにぎりを介して広がる明るい雰囲気がとても新鮮で、自分自身ホームレスに対して何か偏見のようなものを抱いていたことに気づき恥ずかしく思いました。

ホームレス問題はさまざまな問題が複雑に絡み合い、たいへん難しく、現代の制度下では支援内容も限られてくるのが現状です。確かに社会的制度の矛盾や産業構造のひずみが生じたものかもしれませんが、そこでとどまらず同じ社会に生きる者として、目の前の『できること』を探し『できる範囲』で活動されている「すまいの会」、「おにぎりの会」の姿はボランティア活動の原点を再認識させられました。

少し立ち止まって自分を振り返り、改めて社会を見つめ直す機会をいただいたことに感謝します。ありがとうございました。

NPO法人ホームレス支援

「福岡おにぎりの会」

に關心のある方、またホームレス支援活動に今後関わってみたいという方は、毎月第一金曜日（午後六時・炊き出し調理作業 午後九時・夜回り訪問活動）を実施（但し、越冬期十二月～二月は毎週金曜日）しておられますので、参加してみたいかがでしょうか。

すでに、個人的に参加している社協職員も何名かいます。

【事務所・集会所】

〒812-0017

福岡市博多区美野島二一五三二

美野島カトリック司牧センター

T/F (092) 431-5785

URL: <http://www.pastorana.com/homeless.html>

【カンパ送り先】

(郵便振替)

01770151130212

NPO法人ホームレス支援

福岡おにぎりの会

【支援物資送り先】

日本キリスト教団西福岡教会

〒814-0015

福岡市早良区室見二一四一七

T/F (092) 821-4365

◇研修後記◇

なぜ、自分の住んでいる街に居もしない「ホームレス」の研修をしなければならぬのか、と、この研修を批判的な眼でしか見ることができなかったワーカーが居るかもしれない。しかし、あえて地職連でこの研修をさせて頂いたのには意味があります。

彼ら福岡市のホームレスは、約一、〇〇〇人はいると言うものの、福岡市民約一三〇万人から見るとごく少数者であり、まさに社会的弱者です。しかし、このホームレス支援活動を反対側から見れば、ホームレスは街の邪魔者で排除の対象なのです。

「支援しなければ」と言う人がいる反面「排除せよ」という人がいます。どちらがメジャーな考え方が、想像してみてください。

「排除」という考え方は、その人の生存権、人権を完全に否定し、「人」として見ていない「障害物」や「ゴミ」という見方だということです。

これは、少し想いを巡らせて、自分たちの街に置き換えて考えれば、ホームレス以外の少数者のことで、同じように思い当たることがあるということです。

あなたの街では、在宅の精神障害者、痴呆高齢者、重度障害者などのように見られどように取り扱われていますか。

近所で統合失調症の方や薬物依存、アルコール依存の方がいれば、周辺住民がごぞつ

て「危ないから出て行け」「何するか分からんから施設に入れてしまえ」と排除の動きになり、社協も一緒になって「そうだ、そうだ」という立場を取っていないでしょうか。

痴呆の独居高齢者がいると、「火事を出されたり、泥棒扱いされるので、出て行ってもらいたい」という近所の声に、「そうですよね、出て行くように遠方の家族や親戚に説得します。」といった対応をしないでしょうか。

これらは全て「排除」の動きであり、私たちが口にして「福祉」の取り組みとは完全に違うものです。

社協は住民の声を聞いて、住民と共に考え一緒に福祉活動をしていく団体と言われますが、そこで言う「住民」とは一体誰のことなのかを、今一度よく考えて頂きたかったという意味。それから、ある事象を研修することから、それを自分の地域の問題に置き換えて考えることができるような「応用力」を培って頂きたかったということ。また、最大の意味は人が人として生きていくための「人権」を、体験を通じて感じて頂きたかったということです。これ以外にも、色んな意味を含ませていきましたが、参加者の皆さんはどのように感じたのでしょうか。

これらの問題は、単に社協のサービスマニユールを増やしたからと言って解決できるものではありません。社協は、我々社協ワーカーは、一体何をしたらいいのか、これから一緒にしつかりと考えましょう。

【研修事業報告】

―地域福祉権利擁護事業再確認研修―

『地域福祉権利擁護事業』

と成年後見制度』

～地域福祉権利擁護事業と

成年後見制度を利用して

安心できる生活を～

平成十六年十二月七日(火)～九日(木)の三日間、各ブロックごとに研修会場を設定し(筑後・両筑ブロック(久留米市社協)、筑豊ブロック(田川市社協)、福岡ブロック(古賀市社協)、社団法人成年後見センターリーガルサポート福岡支部及び福岡県社協、基幹的社協(久留米市社協、田川市社協)の協力をいただき、標記研修の参加を呼びかけたところ、三日間で延べ四十八名・三十七社協の参加があり、研修が実施されましたので報告します。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は、通帳を何度も無くし、日常の金銭管理が十分にできなかったり、繰り返し悪質な訪問販売に騙されたり、介護サービス等の契約が一人でできない等、「判断能力が不十分なため、生活がおびやかされる」痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者の生活を支援するという面では同じである。そのため、地域福祉権利擁護

事業で対応できる場合は、その範囲で支援することとなるが、契約内容が理解できなくなったり財産管理が必要になる場合は、成年後見制度につないだりして両制度をうまく連動させながら支援する必要がある。大きな違いは、契約の「解除」は地域福祉権利擁護事業でもできるが、法律行為の「取り消し」は成年後見でない」と認められない。

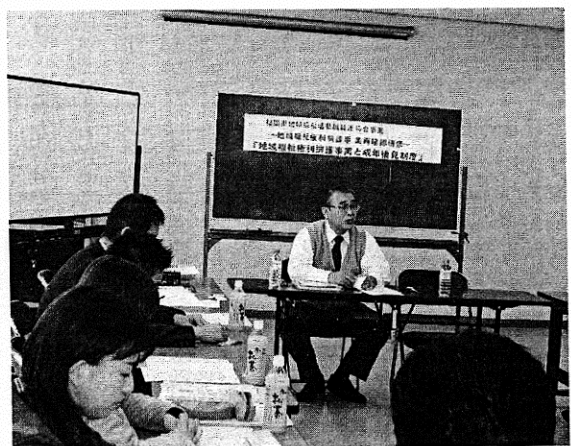
成年後見制度は、家庭裁判所に申立を行い(本人・配偶者・4親等内親族・親族の判断能力により「補助人・保佐人・後見人」のいずれかの支援者を選任(親族が一番多いが、弁護士や司法書士、社会福祉士などの第三者を立てたり、現在田川市社協が受けているような法人後見人



もある)し、財産管理及び身上監護に関する契約等を、本人に代わって同意や取消の判断や意思決定を行う。この際「補助人・保佐人」については、基本的に本人の承諾が必要となり、自立生活能力を残すために最低限の制約しかしないように配慮されている。また、将来判断能力が衰える前に、財産管理や入所契約等を自分の信頼する人に任せる「任意後見制度」がある。

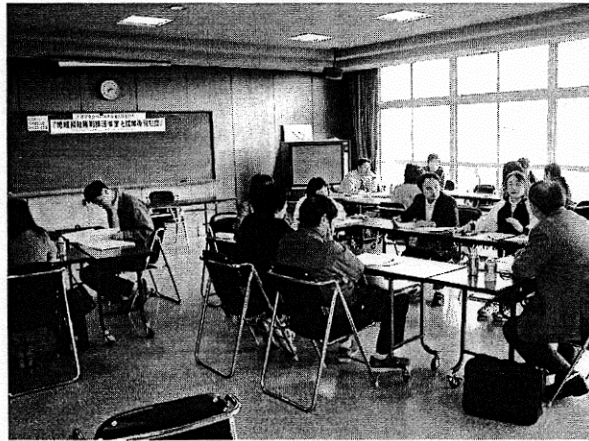
地域福祉権利擁護事業は、本人が基幹的社協と利用契約を行うが、最初の相談窓口は各社協となるため、制度の十分な理解とニーズ把握及び制度利用へ結びつける役割が求められる。この事業は、生活支援員が日常的な金銭管理や福祉サービスの利用、通帳や証書等の書類預かりといった支援を行う。現在の利用状況は、金銭管理が一番多い。あくまでも日常金銭管理(約50万の範囲)であり、財産管理とは違う。また成年後見と違い、必要な情報収集、分かりやすい説明、関係機関との連絡調整等を通し、本人が判断できるように支援し、本人の意思決定をそのまま実行することとなる。来年1月から利用料が改定され、1時間まで1,000円。30分超過する毎に350円加算されるようになる。

成年後見制度の利用は、2003年4月からの1年間で全国17,000件。



当初の予定からはまだ少ない理由として、もっと使いやすい制度にという要望が多いことが上げられる。また利用しようとしても、資力が無い方の場合、その支援策が数少ないため、利用できない実態がある。地域福祉権利擁護事業でも、利用料が負担のためらう方、本人の負担を懸念して仕方なくケアマネージャーやヘルパーが金銭管理をしているという意見もあり、利用社協数は、まだ30を切っている状況で、ニーズがあるのにつなぎきれない実態の中、その方の生活権の保障をどうすべきかという問題。逆に、利用することで本人の浪費癖の生活不安がなくなり、喜ばれている事例。また、現在対象外の身体障害や難病を対象にした、幅広い支援内容を盛り込んだ独自事

業を展開している社協も紹介されたがまだ少なく、今後各社協で住民が気軽に利用できるサービスの展開が求められてくる等の意見が出された。



社協職員を対象にした地域福祉権利擁護事業の研修会は初めてということ、参加者の感想には、「身近にニーズは必ずあるはずだが、発掘の仕方がまだ分からない。日頃の業務でいかにアンテナを張って取り組むか。利用につなげられない様々な要因の壁を感じている。介護保険事業との連携不足。」等があった。今回の研修で、生活実態等のニーズ把握や相談から、制度や社協活動につなげていく自分の役割を再確認できたのではないだろうか。

『地域福祉権利擁護事業』

に關してのご相談・お問い合わせは

福岡県社会福祉協議会福祉振興部相談課

TEL 092 (584) 7411

〔基幹的社協〕

久留米市社会福祉協議会 (担当・斎場)

TEL 0942 (34) 3035

田川市社会福祉協議会 (担当・西村)

TEL 0947 (44) 5757

『成年後見制度』

に關してのご相談・お問い合わせは

社団法人 成年後見センター・

リーガルサポート福岡支部

TEL 092 (738) 7050

※成年後見制度については、この他にも『あいゆう』弁護士会や『はあとなあ』社会福祉士会などでも相談が受けられます。



「権利擁護の取組みの中で思うこと！」

生活支援員の立場から

田川市社会福祉協議会 (基幹的社協)

権利擁護担当 西村 勝也

平成十一年十月から始まった地域福祉権利擁護事業も今年で六年目を迎えます。本来この事業は、介護保険による福祉サービスを利用する上で、サービス提供者と利用者との契約行為(法律行為)をサポートするためのものです。ご存じのように、介護保険施行前の準備段階で、痴呆性高齢者の介護認定の問題やサービス提供者との契約が可能か否かの問題が浮き彫りになりました。言うまでもなく、介護保険制度の利用は、サービス提供者との契約行為によるため、契約書の内容が理解できることが条件となります。しかし、判断能力が不十分な高齢者は、契約内容が理解できないため不利益をこうむることがあります。例えば、訪問販売員による詐欺による高額商品の購入が代表的な例です。こうした、判断能力の不十分な方々(痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者)が地域で普通に暮らせるよう支援するのが地域福祉権利擁護事業であり成年後見制度です。

私が、この事業に関わるようになったのが生活支援員からでした。地域福祉権

利擁護事業という名称は聞いていましたが、事業そのものは全く知りませんでした。むしろ、「権利擁護事業はトラブルの元」というイメージだけがありました。ある日、地域に暮らす一人の視覚障害と精神障害を持たれた方の日常的な金銭管理の依頼が社協に飛び込み、権利擁護の生活支援員として月に一回程度、銀行での金銭の出し入れをするようになり、現在も続けています。地域福祉権利擁護事業がスタートして今年で六年目を迎えますが、この間、権利擁護に関する見直しや改正がなされております。利用対象者の枠を在宅の方から施設入所者や入院者も含まれ、更には「日常生活に不安を要する者」と対象者が拡大されました。また、従来実施されていなかった「預かりサービスの取組み」「権利擁護利用料金の改定」と権利擁護の見直しがなされ、今日に至っております。

私は生活支援員を通じて、料金改定は本事業の利用者にとって「ふところの痛む」改定と思われました。生活支援員は、直接利用者に関わる業務です。それだけに、利用者の台所が手に取るようにわかるからです。現在、私が担当する利用者の方は、自分の生活費を切り詰め、身内の借金を肩代わりし返済に充てております。料金改定の説明をする際も、辛い報

告をいたしました。しかし、権利擁護は自分の生活を支える唯一の手段であるため、「いいよ、あんたを信用しちようき。」と言ってくれました。この時、この言葉の重さを痛感いたしました。

権利擁護事業は、利用者の生活の中に入り込み、利用者の抱えている悩みや苦しみをかいま見る業務です。それだけに、「共生」と言う言葉の意味を改めて思い知らされています。「共に生きる」、実に温かみのある良い言葉ですが、その根底に流れる苦悩にどれだけ取組む姿勢を私たちが持っているのでしょうか。地域で暮らす高齢者や知的・精神の方々、何らかの問題をかかえ、その打開策を模索しているのではないのでしょうか。かつて私が福祉活動専門員をしていた頃、某社協の専門員が「社協は最後の砦でなければならぬ。」と述べられました。地域福祉を担当する上で、地域で発生した福祉ニーズをキャッチし、地域住民と協力して取組むことが社協マンの役割だとは思っています。

「社協は最後の砦でなければならぬ。」この言葉、皆さんはどう考えますか。

—事業のお知らせ—

2004年度福岡県地域福祉活動職員連絡会研修事業

「地域担当社協ワーカーのつどい」(広域版)

—映像を見ながら分かるまで話してみよう—

本連絡会の研修および交流事業の一環として、標記つどいを実施致します。すでに、各社協にはご案内を差し上げておりますが、多くの皆さまに是非参加して頂きたいと願っておりますので、再度ご案内申し上げます。

【日時】 2005年2月9日(水) 10日(木)
9日 10:00(受付)～10日 16:00(終了)

【会場】 原鶴温泉 ホテルパーレンス小野屋
〒838-1514 福岡県朝倉郡杷木町原鶴温泉
TEL:0946(62)1120 FAX:0946(62)2738
URL:<http://www.parens.jp/>

【参加定員】 120名(定員になり次第メ切)

【参加費等】 参加費 ￥1,000—
昼食代 ￥1,600—(2日分)
宿泊費・懇親会費 ￥10,000/￥4,000

【研修内容】

4つのグループに分かれて、4つのルームをローテーションして研修していただきます。

研修では、それぞれ取り組みに係るビデオ上映とそこに関わった社協ワーカーの報告を聴き、参加者と意見交換しながら学習します。

◇その1

『ふれあいネットワーク組織を考えてみる部屋』

報告者：田代久子氏(水俣市社協)

◇その2

『ふれあいいいききサロンを考えてみる部屋』

報告者：藤川征典氏(飯塚市社協)

◇その3

『福祉移送サービスを考えてみる部屋』

報告者：園木崇嗣氏(春日市社協)、山下健一郎氏(直方市社協)、物部美加氏(浮羽町社協)

◇その4

『福祉問題調査活動(地域福祉マップづくり)を考えてみる部屋』

報告者：國武竜一氏(浮羽町社協)

【申込み・問い合わせ先】

福岡県地域福祉活動職員連絡会事務局

浮羽町社会福祉協議会内(國武まで)

TEL 0943(77)8351 FAX 0943(77)4060

E-mail:info@ukiha-shakyo.or.jp

※是非ご参加下さい!

短めの編集後記

役員の中からもなご編集委員が選ばれ、編集委員が内容を企画し、内容に応じた記事を、それぞれのブロックで分担して集め、県社協の協力を得てその記事を「まなこ」の形として紙面に作り上げ、印刷して各社協に発送する。というのは今は昔……

愚痴を言っても始まりませんが、事業実施についても、この「まなこ」の発行についても、非常に厳しい状況です。一市町村社協内で地職連の事務局を持たざるを得ないということ自体異常かと思いますが、今後どうなるやらトホホ